

第5回村上市子ども・子育て会議 会議録

会議名	第5回村上市子ども・子育て会議
日時	平成26年6月20日（金）午後2時00分～午後4時20分
会場	村上市役所本庁5階第4会議室
出席者	<p>委員：14人（仲委員長、本間副委員長、八藤後委員、磯部委員、今井委員、遠藤委員、加藤委員、相馬委員、高橋陽子委員、高橋栄子委員、遠山委員、富樫委員、樋木委員、中山委員）</p> <p>-----</p> <p>欠席委員：楠田委員</p> <p>-----</p> <p>事務局：長福祉課長、林保健医療課長、田嶋生涯学習課長、大滝福祉課課長補佐、菅原保健医療課課長補佐、鈴木荒川地域振興課課長補佐、松田神林地域振興課課長補佐、八藤後朝日地域振興課課長補佐、木村山北地域振興課課長補佐、榎本学校教育課教育総務室副参事、吉田福祉課子育て支援室係長、長谷部福祉課子育て支援室係長</p> <p>株式会社ぎょうせい 関東支社ソリューション営業第2課 野村 研究員 クリエイティブ事業課 神楽坂分室 酒井</p>

会議録

1 開会

長課長：開会前ですが、資料1の委員名簿の15番の本間まゆみ副委員長の組織の名称に変更がありましたので、「子ども・若者育成支援組織ともそだちNature（ナチュラル）代表」に訂正願います。また本日は、楠田委員が都合により欠席です。

ただいまから第5回村上市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、皆様におかれましてはお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。私、本日の司会進行をさせていただきます福祉課長の長と申します。4月に異動してきたばかりであり、皆様方と顔を合わせるのが初めてなものですから、不慣れな点もあろうかと思いますがよろしく願います。

会議次第の日程2、仲委員長からご挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

仲委員長：仲でございます。皆様、年度が改まりまして3箇月振りの子ども・子育て会議になります。昨年と同じ様に良い雰囲気でも今年も活発な議論ができますように、そして良い提案が村上市のためにできるように頑張りたいと思います。どうぞよろしく願います。

大滝課長補佐：資料確認

本日の議事に（３）保育短時間認定における就労時間の下限設定について を追加させていただいたことにより、資料７と変更後の次第を配付しました。

3 委嘱状の交付

仲委員長：本日は、年度が替わってはじめての会議ですが、所属団体におかれまして役員の改選等で交代された委員がいらっしゃいますので、交代委員に対しまして委嘱状の交付をお願いします。

長課長：交代された委員は、資料No1 委員名簿の1 番目、村上市PTA協議会役員に交代がありましたので、石田委員に代わり八藤後瑞枝氏に、また、委員名簿の14番目、第二保育園保護者会代表に交代がありましたので、細野委員に代わり中山 努氏に残任期間、本会議の委員として委嘱するものでございます。交代されました八藤後委員及び中山委員におかれましては、ご多忙のところご快諾いただきましたことに深く感謝申し上げます。

なお、委嘱状につきましては、机上配付とさせていただきますのでご了承願います。

八藤後委員：本年、村上市PTA協議会の理事になりまして、この役をやらせていただくことになりました。子育てのことにはとても興味がありますし、是非皆さんと考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

中山委員：第二保育園保護者会の今年度の代表になりました中山と申します。保育園の年長児が第一子なので、子育てに対して自分でもよくわからない感触のままやっているところがありますが、逆にそのわからなさというものをこの会議で何か活かしていただければと思ひまして、お引き受けしました。どうぞよろしくをお願いします。

事務局自己紹介

3 議事

委員長：日程3 議事に移ります。

本日は、委員15人中、14人のご出席をいただいております。

村上市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により会が成立していることを報告いたします。

それでは、議事の1番目、「教育・保育の見込み量及び確保方策について」を議題といたします。

長谷部係長：いきなり冒頭に大変申し訳ありませんが、お詫びを申し上げなければならないのですが、本日の議題（1）にあるとおりニーズ調査により求めたニーズ量を整理して現在の施設の利用定員と過不足等を示して、村上市としてのニーズ量の補正方法などのご意見をいただく予定でしたが、アンケートの集計結果を基にしたニーズ量の整理の段階で、数値に疑義が生じたため急遽見直しが必要となりました。その見直しには数日かかるということから、本日の議題を次回に見送らせていただくこととなりました。本日は、前回の資料までお持ちいただきお手を煩わせる事となりまして大変申し訳ございませんでした。どうぞご理解をお願いします。

今後のスケジュールは、次回第6回会議を8月ごろに開催し、改めてニーズ量の補正方法や確保策等について委員の皆様にご検討いただく予定としておりますのでどうかよろしく申し上げます。

榊ぎょうせい酒井：ぎょうせい神楽坂分室の酒井と申します。今回、皆様の会議、更に会議のご議論の結果を計画書にとりまとめをするわけですが、計画書の策定をサポートさせていただくということで本年度から参画させていただきます。

国のワークシートに基づいて昨年度実施したアンケート結果に基づいてニーズ量を今後の計画期間の5年間で保育園や幼稚園を希望される方がどの程度ニーズとしてあるのか、ということも村上市の場合は5地区別に算定しようという取り組み盛りを行い、そのデータが国のワークシートという統一の基準で弾くことになっているのですが、若干その精度に不具合と申しますか差異があるのではないかと申すことで、今、精査をしていただいているというのが事務局から報告があった内容です。計算の様式は国が示しているのですが、アンケート結果に基づいてニーズ量を算出したときに、全国の自治体で起きていることなのですが、実際に保育園に通っている子どもの数よりもニーズ調査結果で出てきた数字の方が2倍、3倍の数字になっているという地域が数多く発生しています。これは、アンケート自体が子育て中の世帯の皆様様の潜在的なニーズも含めて、できれば働きたい、子どもも預けたいとお考えになっている方のご意見も含めて取り上げられているものですから、実際に通っている子どもの人数と一致しない部分は当然あります。ですが、あまりにもその差が大きいときに果たしてこれだけの部分を保育園を増設する、認定こども園という形で定員を増やすということで対応しきれぬのか、そういう議論が今まさに全国で行われています。

村上市においても今一度ニーズ量のデータの精査をした後に、実際に確定した数字は計画書に5年間で整備する目標値という形で記入されていくわけですが、果たしてそのニーズ量を目標値として掲げていいかどうか、実際に掲げたときに5年間で例えば保育園が目標値に至る整備が進められるのか、そういったことを精査していただくということを皆様にもご意見をいただきながら9月末を目安に取りまとめを進めていくというふうに国からも示されています。村上市の結果が県の計画書に取りまとめられ、全体的には国の計画ということで5年間の整備ということに展開していきますので、国の制度や枠組み、計算様式に則らなければいけない部分があります。私どもの役割はおもにその国の制度や仕組みに則った計画書にしていくということを中心にサポートさせていただきますが、逆に村上市独自の地域の課題があります。かなり保育園に関してはそれぞれの考え方が申す。この地域ではどうしていくかということは、是非この会議で議論していただいて、皆様のご議論の内容を計画書にいかん盛り込んでいくかが私と事務局の役割になると捕らえて、この会議にも参加させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

委員長：今、ご説明いただいたとおりの事情だそう申す。議事の1番目、教育・保育の見込み量及

び確保方策についてですが、8月の会議に改めて議論するという事で差し支えありませんでしょうか。

特に意見もないようですので、そのようによろしくお願いします。

委員長：次に議事の2番目「子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例（案）のパブリックコメントの実施について」を議題といたします。

大滝課長補佐：新制度への移行に伴い条例制定が必要なものは、全部で3本あります。資料4-1の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての条例（案）の考え方と資料4-2の条例（案）、資料5-1の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についての条例（案）の考え方と資料5-2の条例（案）、資料6-1の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についての条例（案）の考え方と資料の6-2条例（案）です。

子ども・子育て支援の新たな制度では、児童福祉法等に基づく認可等を前提として、施設や事業者が運営基準等を満たしていることを市が確認して、給付の対象とすることになっています。

このため、確認を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を市が条例で定めることとされました。

今回の基準条例の制定時期については、当初国は可能な限り、できれば6月議会での条例制定が望ましいとしていましたが、6月議会の議案を上程するためには、4月中旬には条例の内容を固める必要があったわけですが、現在国から提示されている府省令は4月30日付けで官報に告示され、更につい最近6月11日になって、基準に関する官報の正誤表が示されましたが、正式に官報に掲載されたわけではなく今現在、国の基準が正式に確定したものではありません。しかし、この新制度自体は、27年4月からスタートする予定であることに変わりはないと国もはっきりと発言しています。そのための手続きや業務等は今年の10月ごろから取り組む必要があり、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての条例」を9月の市議会で提案し可決成立させる必要があります。同時に、条例制定する際の村上市のルールとして、政策形成過程において市民の権利や義務に対する影響や関心度の観点から市民参加の必要性を考慮し、今回の基準条例制定においては、前もって住民から意見を募集するといういわゆるパブリックコメントの手続きを行う必要があります。このような状況の中で日程を組んでいきますと、この会議で委員の皆様からご意見を頂戴し、7月1日から22日までの間でパブリックコメントを実施し8月上旬には条例案をつくりあげて、9月議会に提案していくというような非常に短期間での作業スケジュールにならざるを得ない状況です。

このようなことから本来であればじっくりと時間をかけてこの議題について協議、議論し案を作り上げていくべきではあると思いましたが、ただいま説明させていただいた理由で今回このような形での提案となったことをご理解いただきたいと思います。

まず、この3本の基準条例の全体的な話を申し上げますと、新制度は全国共通の制度として国

が定めるものであり、その基準は全国統一のものとなることから、それと異なる基準を定めるだけの特別な事情や特性は認めにくいこと、また、事業を実施する上での必要な水準を確保していることから、国が定める基準を市の基準として定めることを基本的な考えとしています。

これらの各条例制定に際して、国において従うべき基準と参酌すべき基準が示されています。

ちなみに、従うべき基準とは、法令（国が定めた基準）に従って必ず適合させなければならない事項です。参酌すべき基準とは、法令を十分に参照した上で市の実情を考慮して定めることとされる事項のことです。

資料4-1の訂正をお願いします。「第34条第3項及び第46条第3項」とありますが、これは、条例制定の根拠についての条文ですが、これを「第34条第2項及び第46条第2項」に訂正をお願いします。

村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、村上市の確認を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

新制度に移行する施設や事業の認可・確認をするための基準となります。

まずはじめに、資料4-1「村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の考え方」についてでございますが、特定教育・保育施設とは給付対象となる幼稚園、保育園、認定こども園をいい、地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの種類があります。

この条例では、利用定員及び施設の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持及び乳幼児の健全な発達に密接に関連するものは従うべき基準として、運営基準、業務管理体制の整備、教育・保育に関する情報の報告及び公表等については参酌すべき基準として、国の基準に準じて制定したいと考えております。

資料4-2は、国の基準をもとに定めた村上市の条例（案）となります。このような形で、9月議会に提案していきたいと思っております。

次に、資料5-1「村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）の考え方について」ですが、「児童福祉法第34条の16第2項（条例を定める際の規定）」を「児童福祉法第34条の16第1項」に訂正をお願いします。

家庭的保育事業等とは、地域型保育事業をいい家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことをいいます。

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を市町村による認可事業として、地域型保育給付の対象として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしたものです。

現在、市内には認可外保育事業所として村上地区に2施設ありますが、認可外保育所が新制度

へ移行する意思があり、この条例に定めた基準をクリアした場合に小規模保育事業所となり得るものと考えております。また、事業所内保育事業については、現在、市内に3つの事業所内託児所がありますが、こちらも新制度へ移行する意思があり、この条例に定めた基準をクリアした場合に事業所内保育所となり得るものと考えております。

この村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例は、村上市が各種事業の認可を行うための基準を定めるもので、職員数、資格要件等は従うべき基準、設備・面積基準、給食等については参酌すべき基準として、国の基準に準じて制定したいと考えております。

次に、資料6-1「村上市放課後児童健全育成事業（いわゆる放課後児童クラブ、本市においては学童保育所）の設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）」についてですが、これまで学童保育所の運営基準に関しては厚生労働省がガイドラインで事業のあるべき水準を定め、これに基づいて各自治体で運営を行ってきました。

現在の国のガイドラインでは、対象児童は、保護者が家庭にいない小学校1～3年生となっており、小学校4年生以上の児童も加えることができるとされています。これを、村上市では平成25年4月から条例改正を行い対象を6年生まで引き上げています。そして今回、子ども・子育て関連法の中の児童福祉法の改正により、本年4月30日に厚生労働省令で定める基準が公布され、これを踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされました。

2ページ目の「3の条例制定の考え方」としては、事業目的達成のために適切である遊び、生活の場の設置と運営についての基準を定めるものであり、公布された厚生労働省令の基準は、この事業を実施する上での必要な水準を確保しているため、本市の条例で規定する基準は、国と同様の基準とするものです。

従事する職員数及び資格要件等は従うべき基準として定め、児童の集団の規模、施設・設備、開所日数、開所時間等運営については参酌すべき基準として、国の基準に準じた形で制定したいと考えております。資料6-2は、条例（案）となります。

3本の基準条例ともに、施行期日（条例の効力が発生する日）は、子ども・子育て支援法及びその他関連法の施行の日（平成27年4月1日予定）とします。当然に法律の施行日に変更があった場合は、それに伴って村上市の基準条例の施行日も変更となる設計となっています。

ちなみに、今回の条例案には示していませんが、保育料について「教育・保育の保育料を定める規則等」、で制定することになると思いますが、現在国において協議が進められている公定価格の決定を受けて、国が定める基準と現在の村上市の基準を考慮した上で、市の規則等において利用者負担額を定めることとなりますが、これについては、そして、今、村上市で人口減少問題対策委員会でも人口減少問題対策チャレンジプランの中に位置づけて検討を行うこととされており、今後内部での検討・調整を行っていきます。

このようなスケジュールで、今後進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様からご意見を賜ればと思っております。

委員長：来年4月施行予定ということですが、この子ども・子育て支援新制度、これを村上市として実際に条例で実現していくにあたって、今度の9月の市議会に条例案を提出しなければならない。それについて、事前にパブリックコメントで市民からの意見を公募するというのですが、諸般の事情で時間がギリギリになってしまったということです。事務局に一点確認したいのですが、このパブリックコメントを公開する日にちも意見募集の最初の日にあわせて7月1日ということでしょうか。

大滝課長補佐：7月1日を公開日とします。意見募集の記事を同日7月1日号の市報にも掲載し、同時に市のホームページでも公表していきます。

委員長：ありがとうございます。諸般の事情で期間的にもギリギリで行わなければならないということですが、委員会としてこのパブリックコメントの実施に際して、条例案を拝見したわけですが、いろいろと子ども・子育て支援新制度に係る新しい言葉、例えば、家庭的保育、小規模保育とか、まだまだ馴染のないものもあり、多少説明もしていただいているのですが、いろいろな部分も含めて委員の皆様にも疑問点、確認したい点等があると思います。是非、市民の立場からこのパブリックコメントの実施に際して、何かありましたらお願いします。

本間副委員長：ホームページに公開するのは、この「考え方」も含めて全部ですか。

大滝課長補佐：本日提示した資料は、全て公開する予定です。

中山委員：様式を設けて市のホームページでダウンロードするというのですが、全くの新制度ですので、保護者の方に加えて保育従事者側の意見も、保護者としては聴いてみたいという思いがあります。意見を公開するときに、これは保育従事者側の意見かどうかがわかるような形で公開されますか。他の自治体だとそれを明示して公開しているところがあるようですが。

大滝課長補佐：現時点ではそのようなことは想定しておりません。従事者側の意見を募集したほうが良いということでしょうか。例えばこのパブリックコメント制度を利用して従事者側からも意見を募集するというのでしょうか。

中山委員：せっかく求めるパブリックコメントであれば、言いたいことを一方的にというより、互いに意見を出し合うという形のほうが良いのではないかと。

副委員長：パブリックコメントというのは、誰が意見を出してもいいわけですので、保護者以外の方であっても、従事者であっても、現在子どもを預けている保護者であっても、これから預ける方であっても、全部それでOKだと思いますが。私も中山委員と同じことを思っている部分がありまして、預ける側と預けられる側とでは、条例に対する見方が異なってくると思うので、現在村上市の保育事業に従事している方というのは自分たちが働いていて非常に働き難い、若しくは働きやすいという面も持っていると思います。そういう意見をここに出していただければ、村上市の現状についての問題点がはっきりしてくるのではないかと。そういうことから、パブリックコメントだけではなく別に意見を求める手段を考えてもいいのではないかと。

大滝課長補佐：パブリックコメントで意見をいただく際に、住所氏名等を記載していただくこととなっていますので、従事者かどうか、ある程度の判断はつくと思います。従事者に別途手段を講じて意見を求めて集計をするということは時間的に制約があります。少なくとも8月上旬までには、議案として作成していないと9月議会に提案ができなくなるという事情があります。

副委員長：パブリックコメントで出てきた意見は、保育従事者と利用者に分けることは可能なわけですか。

大滝課長補佐：職業欄を設ければ集計は可能かと思いますが、現行制度では、職業欄までは設けておりません。

加藤委員：集計とおっしゃいましたが、集計するほどの意見は出ないのではないかと。長課長、景観条例のときのパブリックコメントは何件ありましたか。

長課長：4、5件だったと思います。貴重なご意見をいただいたわけですが、中には計画づくりには直接関係のない内容の意見もありまして、まだなじみが薄いのではないかと考えています。

加藤委員：新制度について、関わっている我々もなかなか見えない部分があります。それにも関わらず市民にパブリックコメントということで3週間ご意見を拝聴します。それで意見がなければいいんだという形で流れていってしまうと、時間がないからといって済ませられない部分があると思うんです。時間的な制約があるのであれば、膨大な資料ではなく概略を載せて、こういう新制度なのでこれについて意見をいただきたいんですとお知らせしたほうが良いのではないかと。それによって興味を示してくれる方が何人でもいればいいのではないかと。7月1日の広報はもう間に合わないですね。いつお知らせするんですか。ホームページだけですか。

大滝課長補佐：パブリックコメントを実施するという記事は作成し、7月1日号に掲載し周知する予定です。

八藤後委員：市のお知らせは、市報や、市報への折込みなどで済まされていることが多いのですが、保育園の利用者に配布した方が意見をもらいやすいのではないかと。

大滝課長補佐：市内の保育園、子育て支援センター、学童保育所には市のホームページに掲載される資料について配布は可能ですので周知したいと思います。幼稚園につきましてもご協力いただければ配布したいと思います。

委員長：今回の子ども・子育て会議ですけれども、内閣府から示されたスケジュールがありますから、パブリックコメントを実施し、9月議会に条例を提案するというスケジュールに縛られているという面がありますけれども、私たち市民として集まった意義というのは、内閣府の目標を達成するというだけでなく、将来の村上市の子ども・子育てをどうするのか、それが一番の目的だと思います。

富樫委員からは、実際に申請をするということをお知らせし、事業者側で関わるとしたら、樋木委員も幼稚園長の立場で関連があると思います。新制度の開始に当たって、事業者側でどのような印象なり考えをお持ちでしょうか。

樋木委員：この新制度が急速でちょっと大変だという感がありますが、個人的な意見としては、村上市の条例案を作る時に我々の意見を聴いて欲しかったです。

富樫委員：資料5-1に事業所内保育事業の基準が書いてありましたが、全ての事業に共通する事項に関しても、事業所内保育事業に関しても基準については、全く問題なく当てはまっているんですが、新制度では主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象としているため、移行することによって対象者の幅を狭くしなければならぬため、現在子どもは就学前までの子どもを対象にしているので、例えば保育園に通っているのだが、保育園が休園の日があって突発的な預かり

をしているが、これができなくなるのではないかと危惧するところです。

大滝課長補佐：事業所内保育事業については、国の基準どおりということではありますが、その基準の中に施設の定員に応じて地域枠を設けることとしていることはご存知だと思いますが、従業員の子ども以外の子どもも受け入れるということになりますので、あわせてご検討いただければと思います。

富樫委員：基準を満たす保育士数は、確保しているもので、需要があれば問題なく対応できます。

委員長：市内でも未認可の保育施設から申請したいという声があるということ、また、事業所内保育施設でもあるということ伺いましたが、例えば山北地区のように保育施設が統合されて遠方から通わざるを得ないという保護者の方がいらっしゃる地域があると思います。そのような場合、例えば地域のNPOが新制度に参入したいというケースがあるかも知れません。加藤委員、NPOの立場からいかがですか。

加藤委員：今現在は、指定管理者という形で学童保育所2箇所を運営しています。それは、新しい制度になっても変わらないわけですね。

大滝課長補佐：はい、そのとおりです。

加藤委員：気になっているのは、資料6-1で、児童1人につき1.65㎡とありますが、村上市の基準はもう少し高のではありませんか。

大滝課長補佐：現状では、確かに1人当たり3.3㎡を目安に定員を設定しています。なぜ国の基準どおりとしたかと申しますと、新規参入の際の障壁を高くしないための考え方であり、実際に参入される場合には、市の設定している面積を目標にするよう最善の努力をしていただくよう要請を行うことは可能と考えています。3.3㎡/人に達していないから認められないというものではないということです。

加藤委員：例えば、20畳の部屋があれば20人入所してもいいという解釈になります。果たしてそれで、ここに掲げてあるような、利用者が明るくて衛生的な環境において・・・ということになるのでしょうか。

大滝課長補佐：この部分はただ今の議論のように、市の独自の基準としては、例えば3.3㎡/人にするような自治体もあるようです。そのあたりも皆様からご意見をいただきたいと思います。

加藤委員：実際に山北はまゆり学童保育所は、1.65㎡/人に近い状況なんです。3年生まで学童保育所において、その後も是非続けたいということだったのですが、山北おおぞら保育園に一部屋くっつけた施設で、定員15人のところに子どもが少ないといいながら30人近くも入所している状況です。市の方で新制度に移行するに当たって施設を考慮していただきたい。

長課長：なかなか厳しいところですが、昨日の市議会市民厚生常任委員会の中でもそのような話がありました。現在利用されている方々にとっては今の場所がいいのかなと思ってはいますが、広さの点では、厳しい状況になっているというご意見がありましたので、その辺は私どもも施設のことですので、今後いろいろな形で考えていければいいと思います。

加藤委員：それではよろしくお願いします。

委員長：パブリックコメントについては、いろいろと難しい事情がありまして、タイトなスケジュールはどうしようもない部分があるようですけれども、保護者と子どもたちのことが一番ですの

で、先ほど八藤後委員から大変貴重なご意見をいただきましたが、保護者の立場から他にご意見はございませんか。

高橋栄子委員：資料6-1についてですが、国の基準のとおりとする市の考え方に、必要な水準を満たしているため、となっているのですが、広さのこともあります。暑さ対策についてなんしよクラブなどでは、環境面でちょっとひっかるのではないかと思います。

大滝課長補佐：村上市で作る基準ですので、村上市が運営する施設自体がその基準に引っかかることのないようにしていきたいと思います。

高橋栄子委員：今現在はどうなっているのか。必要な水準を満たしているのと書いてあるから市の施設は満たしているのか。

大滝課長補佐：今現在、面積的には基準はクリアしていますが、環境面でこの基準に合致しているかどうか詳細には把握しておりません。国が定めた基準について、学童保育所を運営するために必要な水準を満たしているため、市の定める基準も、国の基準どおりとしたいというものであります。

高橋栄子委員：冷房がないんです。

大滝課長補佐：それは承知しております。冷房についても必要に応じて設置していきたいと思ます。

磯部委員：資料4-1、5-1、6-1の基準が記載されている表がありますが、市の考え方の記載内容が資料によって微妙に表現が異なっていますので、表現を統一すべきでないでしょうか。

大滝課長補佐：統一的な表現に修正したいと思います。

磯部委員：それぞれの条例案について、資料の1、2をパブリックコメントに全部掲載するといいましたが、量が結構あります。条例案を見せられても、これが良いか悪いかを聴かれてもなかなか大変だと思います。どのような意見を述べればよいか判らない。

大滝課長補佐：他の自治体では、「考え方」のみを資料として掲載しているところが多いです。条例案も掲載して、それもあわせてご意見を聴取しているところもあります。

磯部委員：考え方ですから、こういう法ができてこうなりますというのがあって、村上市はこんなふうに考えて条例を作りたいということがはっきりわかれば良いと思います。条例案をパッと見てもただ文字が並んでいるだけです。むしろ「考え方」の資料を詳しくしたほうが良いのではないかと思います。

委員長：今、磯部委員からパブリックコメントを求める際に、膨大な資料を出すのはどうか。考え方を載せている自治体もあると事務局からの説明がありました。内閣府の資料では、概要版と全体版の両方をダウンロードできるようになっています。

資料の公開の仕方でご意見はありますか。

副委員長：条例案は見るのが面倒なので、基本的には今日の資料はほとんど条例案は見てきていません。「考え方」だけを見てきました。「考え方」だけあればいいのかなという気もしますが、条例案を決めるためのパブリックコメントですので、条例案も公開すべきだと思います。それから「考え方」の書き方で磯部委員から表現を統一して欲しいとのご意見がありました。条例案を載せた場合に条例の何条の部分を指しているのかが判るように資料6-1のような条項を記述す

る表現に統一していただきたい。

大滝課長補佐：副委員長のおっしゃるとおり、条例案とセットで公表するのであれば、資料6-1の形式のほうが丁寧で判りやすい表現ですので、全てこのように統一したいと思います。

委員長：それでは、「考え方」と条文のどこに対応しているのかが判るように両方の資料を公開することによってよろしいでしょうか。

（意義なしの声あり）

委員長：タイトなスケジュールで、ご苦勞をかけますがよろしく申し上げます。

それから、八藤後委員から貴重なご意見をいただきまして、保護者の声を聴くために園でこういうことがあるということをお知らせアナウンスすることもお願いしたいと思います。

中山委員：すでに制度施行に向けてパブリックコメントを募集して公開までしている自治体の公表結果を見ると、条例案に対しての意見というよりは、子育て全般に対する好きな意見が寄せられているという印象を受けます。もしそういったものの中からパブリックコメントとしての意見を拾い上げるとしたいのであれば、膨大な資料に目を通してもらうというところはある程度諦めるというか、目を通してもらわなくても意見が届くような仕組みとなれば、例えば、保護者であればQRコードでスマホなどから広く意見を聴く等の仕組みを考えてもいいのではないかと。

大滝課長補佐：今回のパブリックコメントは、条例案についてのご意見に絞って実施するものであり、子ども・子育て支援事業計画そのものに対してのご意見をいただく場面はまた別にあります。子育て支援に対しての幅の広い意見を伺う機会は、そのときに実施できると考えています。

中山委員：わかりました。

今井委員：意見を提出するときは、必ず住所と名前を記入しなければならないのですか。ホームページでも記名しなければ提出できないのですか。

長谷部係長：無記名でも大丈夫だと思います。

今井委員：住所、氏名は必要なのですか。

長谷部係長：基本的に寄せられたご意見に対して個別に回答する性質のものではないのですが、必要に応じて市から問い合わせ等を行う場合も想定されており、一応記入をしていただくようにしています。

大滝課長補佐：パブリックコメントの制度自体が、福祉課独自のものではなく市全体の制度として確立されているものですので、そのルールに則って実施するというものです。

委員長：それでは、パブリックコメントは、やらなければならない仕事で、委員から出てきた意見を是非取り入れていただきたいと思います。

「考え方」と対応する「条例案」が判るように資料を修正すること。

保護者等に対して、意見をもらえるように周知すること。

パブリックコメントの実施方法は、市としての共通の部分を確認の上、可能であれば無記名での実施も認めるなどの工夫をしていただきたいこと。

実際に村上市の子ども・子育て支援事業計画についての市民の意見を募集する機会は、また別に設けるということです。

樋木委員から、そもそも条例案を作るときに事業者の意見を聴いて欲しかったという意見があ

りましたが、最もなことと思います。そういうことも含めて今後、村上市版を作るときには、国のスケジュールのことはあると思いますが、この地域のためにまた機会を設けていただきたいということをお願いします。

委員長：次に、本日追加となりました議事の3番目「保育短時間認定における就労時間の下限設定について」を議題といたします。

大滝課長補佐：新制度では、フルタイム以外の短時間で働く保護者にも、1日最長8時間の保育利用資格を認めることとなりました。国の子ども・子育て会議で焦点となった就労時間の最低基準は、「月48時間」とする案を当初、国が示しましたが。月48時間では希望者が増えすぎて財政の負担になると心配する自治体から慎重論が出たため「月48～64時間」の範囲で自治体の裁量を認めるものと修正されたものです。

村上市の現行制度における認可保育所入所要件では、就労下限時間は特に設定していない。

就労下限時間は48時間から64時間のうち、何時間に設定すべきか。就労下限時間を高く（64時間）設定すると、保育所に入所したくても就労時間が短い保護者は入所要件を満たさなくなってしまう。反面、就労下限時間を低く（48時間）設定すると、一時保育の利用で足りる保護者でも入所要件を満たすことになってしまう。

村上市における母親の就労状況についてですが、村上市においては、特に就労時間の最低基準を設けていないことから、アンケートの集計の際には、就労時間の下限の設定を48時間として集計しています。

就学前児童を持つ母親に対するアンケートの回答者数のうち、現在48時間以上64時間未満の就労をしている母親は、85人／回答者数1,049人（8.1%）

現在就労していない方で48時間以上64時間未満の就労を希望している母親は、14人／回答者数88人（15.9%）という結果となっています。このため、下限時間を高く設定した場合に入園できなくなってしまう世帯が存在することとなります。

なお、近隣市村の状況については、現時点では、下限時間の設定についてを議論する状況に至っていないため未定としている自治体がほとんどです。

広域入所という観点から申し上げれば、村上市の住民でも他市町村の認可保育所へ申し込むことができ、逆に他市町村の住民でも村上市の認可保育所へ申し込むことができますが、市町村間で下限時間に違いが生じると、A市町村では申し込めるのにB市町村では申し込めないという不整合が発生することとなります。

村上市においては、特に就労時間の最低基準を設けていなかったことから、基準の設定によってこれまでは入園できるとされていた就労形態ケースが入園できなくなる可能性があること。

就労時間が短い保護者でも一時預かり事業の利用で足りるかどうかは保護者の選択次第であり、利用者の立場からすると門戸は広く設定すべきであること。

このようなことから、村上市の新制度における保育短時間認定の就労下限時間の案としては、48時間としたいと考えています。

なお今後については、一時預かり事業の利用促進について 国の動向を踏まえた検討をしていく必要があります。

委員長：ありがとうございます。保育短時間認定における就労時間の下限設定について、子ども・子育て支援法施行規則で保護者の就労時間が施設利用の条件になるということで、その下限が48時間、上限が64時間の範囲内で村上市の基準を何時間にするかということですが、市の状況、保護者の状況、近隣の状況、近隣はまだ未定というところが多いということですが、村上市が決めた一つの基準となるのでしょうか、48時間としたいという事務局の提案でした。これについて委員の皆様からご意見をお願いします。

加藤委員：48時間ということですが、ただし書きはないのですか。去年も問題になりましたが、例えば、産休の時には預けられなくなってしまいます。そして、例えば、年度をまたいだ場合、産休が5月で切れる場合は、次の年の4月まで我慢してくれというような問題がありました。そういうことを解決する何かはないのですか。

大滝課長補佐：資料7の1の四角で囲んだ子ども・子育て支援法施行規則の第2号以下、省略としているところに、加藤委員がおっしゃった「妊娠中であるか又は出産後間がないこと」や「疾病、負傷、精神又は身体障害」や「同居の親族の介護、看護」その他の事由が規定されており、就労している方以外でもそれらの事由に該当する場合は、保育の必要性の認定基準に合致する場合があります。

委員長：国ではこのように時間で区切っていますが、村上市において実際に保育園を利用している保護者の就労形態をみて、48時間だとそぐわないような事例はありますか。

吉田係長：特にありません。

加藤委員：この時間は、1年間の平均なんですか。冬は暇だという方も周りには結構いますので。

大滝課長補佐：一月当たりの平均下限時間と捕らえており、冬場に仕事が暇だからといって保育園の受け入れをしないということが市として妥当なことだとは考えておりません。柔軟な対応をする必要があると思っております。

中山委員：広域入所制度というのは、例えば里帰り出産をする母親が居住地の自治体と生地の自治体がどちらも広域入所制度を実施している場合に使えるものだと思いますが、近隣の新発田市、胎内市など生活圏としてリンクしている自治体は制度は敷かれているのでしょうか。

大滝課長補佐：現在、広域入所を実施しています。

吉田係長：里帰り出産がほとんどです。

高橋陽子委員：最初にこの48時間というものを見たときに、最低のところに基準を設けたいということなんでしょうが、働く母親にとっては優しいことだが、保育士の不足が心配です。時間が短くても預けられるんだとなれば、預ける母親は増えると思います。臨時職員ではなく、正規職員に見て欲しいというのが親の気持ちです。職員の確保ができるのかという心配は拭えないです。

長課長：本当に人員の確保につきましては、毎年苦勞をしているところであり、人事担当にもお願いはしているところです。そうはいつても、与えられた人員の中でしっかりとやっていきたいと思っております。今回の下限設定については、今まで保育園で見られていたのに、できなくなるということになると大変不利益になることから、その辺を主に考えたところです。子どもがどれだけ集まるかはまだ判らないですが、人員の確保を考えていきたいと思っております。

委員長：人員確保のことも含めて、子ども・子育て支援法施行規則の第2号以下、省略の部分で、

地域なりの基準を定めることができるという部分はありますか。

大滝課長補佐：保育の必要性の認定基準については、条例以外の規定（規則、要綱等）で定める必要があると思っております。そこに市独自の基準については、今後検討をして必要があれば盛り込んでいきたい。

相馬委員：高校で非常勤講師をしている方で、週10時間程度しか就労していない方もいます。そういう方でも午前中はずっと学校にいて、午後からは部活にも参加してくれる先生がいます。そういう場合は、月40時間という勤務形態になってしまいますので、この中から漏れてしまうのですか。48時間というものをどうしても設定しなければならないのか、それを思い切り取り払って、半日保育などの設定をすることはできないのですか。

大滝課長補佐：国の法律でこのように定められているということを説明させていただきました。最低の就労時間については、施行規則の第1号に記載のとおり市町村が定めなければならないとされておりまして、これを例えば40時間に設定するということはできません。そのような場合は、一時預かり事業等の他の保育サービスでカバーすることになります。

委員長：他の保育サービスを選択していただくということですが、私も非常勤で勤めていたことがあり、授業時間自体は1時間でも、授業の準備があると一日かかったりすることがあります。時間に縛りがあつたら、保育サービスに制限を受けて保育以外の一時預かりになってしまいます。市独自のサービスで何か配慮する点はありますか。

長谷部係長：実際に申込みがあつた際に、今おっしゃられた勤務実態があるような場合は、就労証明書の提出をしていただきますが、職場で拘束時間がある旨の記載があれば入所の方向で検討できると思います。

加藤委員：職員確保の件に関しては、皆さん共通に思っているもなかなか言えないと思いますが、正規職員にすれば簡単なんです。実際に臨時職員のほとんどは有資格者なんです。仕事も同じことをしてクラスも持っているんです。そういう態勢では教育ということから考えるとまずいということは皆さんわかっていますよ。せっかく新しい制度なのですから、そこを何とかして村上市はこれで行くんだという人口も増えるのではないですか。

長課長：まさにそのとおりであるとは思いますが、この会議でもそのような形で議論をいただいているわけですので、委員の皆様からこのような強い要望、意見が出ているということを伝えていきたいと思っております。

副委員長：人口減少を考えたときに、教育の質、保育の質を向上させることが、ここで産み子どもを育てたいというふうに必ず繋がるはずで、教育の質、保育の質が低下しているところで出産はしたくない、ということに繋がると思います。教員であれ保育士であれ子どもを育てるところに関わる人の質の向上が必ず必要であり、正規職員ということだけではなく、質そのもの、正職員が退職されないでいれば、次の採用が臨時の人しかいないわけで、若い職員が入ってこない。新しい知識、技術、考え方が入ってこない。新しい教育・保育のやり方が入ってこない。質の向上は難しいと思っております。是非正規職員の確保をお願いします。

樋木委員：教員免許は取得すればずっと使えるものではありません。10年に一度教員資格の検定がありますし、毎年研修も行っているのですその辺を考えて欲しい。

吉田係長：確かに、今の職場は、正規職員が少なく臨時職員が多くなっているのが現状ですが、保育指針も変わったり、職員も研修の機会を増やして、常に職員会議や園内の職員研修を重ねて保育の質を向上させる努力をしており、いつまでも昔のやり方で保育をしているわけではありませんのでご理解をいただきたいと思います。

中山委員：保育に対して望むことは、指導や教育ではなく純粹に保育をして欲しいということに尽きますが、現場の保育士は、人数的に大変なのか理由はわかりませんが、気持ちがささくれ立っているような先生がいるように感じます。他の保育園での話を聞いても、そのようなケースが少しずつ増えているようです。保育士の心理状態が子どもたちへの影響を与えることを危惧していますので、職員の配置については、財政的な面という理由で一蹴するのではなく、喫緊の問題であるという認識を持って考えていただきたい。

委員長：高橋委員がおっしゃったように時間の基準を設けるのであれば、それに見合う保育の質を担保していただかなければいけないということだと思います。私も保育者の養成校に勤務していますが、毎年、村上出身の学生には地元で就職するといいいよとアドバイスをしていますが、昨年とうとう、村上出身の学生は一人も地元で就職せずに新潟市で就職してしまいました。やはり正職員でなければいやで、村上では採用しないからというんです。そういう評判が立ってしまうということは非常にもったいないことだと思います。そういう学生の声も上がっていますのでよろしくをお願いします。

法律上の問題として、市としても就労時間の下限を設定しなければならないことは仕方のないことですが、事務局提案の48時間を承認するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長：それでは本会議の委員の意見として、市が努力していただいて48時間で設定するということを承認することとしたいと思います。ただし、保育の質を担保するための、例えば正職員を確保するなどの対策をお願いします。これを付帯意見ということにしたいと思います。

以上で、議事を終了いたします。

5 その他

委員長：事務局からその他について何かありましたらお願いします。

大滝課長補佐：事務局からは特にございません。

遠藤委員：今、国で義務教育のあり方について、5歳児を小学1年生にするということが検討されているようですが、このことは、学校や幼稚園にとってもものすごい影響があると思います。この動きは加速していくものなのでしょうか。皆様、お考えになられたことはありますか。

樋木委員：ある新聞社が大々的に報じていますが、当分、それはないと思います。文部科学省ではそういうことは全然考えていないと答弁をいただいております。無償化との関わりがあるんです。無償化イコール義務教育という考えから、この発言をされる方がいるようです。

委員長：事務局でも、今後情報が入ってきたら、情報提供をお願いします。

今井委員：ファミリー・サポート・センターの利用料金が800円/時間（※平日700円、土・日、祝日800円）であり、就労している母親の時給と変わらないため制度があっても利用しに

くいのではないか。

長谷部係長：ご意見はごもっともですので、料金設定についての根拠について確認し、再考した上で皆様にお示ししたい。

大滝課長補佐：この制度は、依頼会員と提供会員双方で成り立っているものであり、これらを考慮した上で検討すべきところは検討していきたい。

副委員長：どこかの市でファミリー・サポート制度を利用して事故が発生した際、補償を求めたところ、市の制度でファミリー・サポート事業を行っているにも関わらず、市は補償はしないという事例があったと思います。今の村上市の考え方でいくと、800円/時間という利用料金は、市に一旦入るのではなく、サポーターに支払うんですよね。お金には一切市は関与していないため市は補償しないということなのですか。

長谷部係長：村上市として賠償・傷害保険に加入していますので、この事業に関係する事故であると判断されれば保険適用となり補償されます。

加藤委員：社会福祉協議会が200円/時間の低料金でサービスを提供しています。私どもおたすけさんぽくでも市と同程度の料金で同様のサービスをしていますが、社会福祉協議会がどういう財源で、どういう形でやろうとしているのかご存知ですか。市との調整はどのようになっていますか。

長谷部係長：申し訳ありませんが、内容までは把握していません。

（高齢者や障がい者にとどまらず、支援が必要な方を地域で互いに助け合い支えあう仕組みで、公的なサービスでは対象とならない軽易なサービスを対象にする有償ボランティア制度で、料金は市の軽度生活援助サービスなどを参考にしたもの：社会福祉協議会）

遠山委員：希望ですが、今、保育園、幼稚園、小学校、中学校の施設が全て独立していますが、子どもたちというのは、それぞれの施設だけで育つのではなく、老若男女のふれあいの中でいろいろなことを学んで育っていくと思います。老人施設と併設するという考えはないか。

吉田係長：今の保育園では、併設ということは今すぐ返答できないが、保育園では、近くのデイサービス施設等を利用する老人とのふれあいや未就園児の親子を迎えて活動するなど、ふれあいの事業は行っています。

遠山委員：これからもそういう機会を増やしていただきたい。

中山委員：保育園は福祉課、介護施設は介護高齢課が担当していて、いわゆる縦割りですが、これまで連携について検討したことはありますか。または、どのような会議の場でそれを具体的にやろうというベクトルで話されるのか。

林課長：遠山委員がおっしゃったケースは全国的にも実施しているところがあると思います。これまで市全体としてプロジェクトを立ち上げて議論をするといったことはありません。議会議員の質問の中で協議する場面はありましたが。

中山委員：保育園の定員、職員数、園児数と介護施設の定員数、職員数、利用者数のバランスなどを考慮し、人的な相互支援ができそうな気がしたものですから、何かの折に考えていただきたい。

林課長：子どもは思いやりの心を養い、お年寄りには元気な心を養うという互いのメリットはあると思います。

加藤委員：地域の子どもは地域みんなで育てるという、まさしくそれですね。これは、学校支援ボランティアの地域コーディネータがいて、最近、郷育会議という会議が開催され、そこに私も出席してきましたが、各地域で特色を出して、地域の方が学校に行き先生をしたり、地域に呼びかけして活動したり、これとは違う形でいろいろと取り組んでいます。

私どもが指定管理者として行っている学童保育所は、近くのグループホームと交流しています。

6 次回の委員会日程

長課長：日程6の次回の会議の日程については、8月中に開催したいと思います。本日、大変失礼いたしました。「教育・保育の見込み量及び確保方策について」も議題とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくご協力をお願いしたいと思います。日程の詳細については、仲委員長と調整をした中で、後日ご案内をいたしますのでよろしくお願いいたします。

7 閉会

副委員長：委員の皆様、長時間に渡り、いろいろなご意見を出していただきましてありがとうございました。今後、パブリックコメントをいただいたり、日程が随分詰まっているようです。事務局の方々も大変なことだとは思いますが、委員の方々もどうかよろしくお願いいたします。本日は大変お疲れ様でした。

午後4時20分 終了